

家族従業者の働き分を認めない 所得税法第 56 条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

【請願趣旨】

働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは、当然の権利です。一方、所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、家族従業者の働き分(自家労賃)を必要経費として認めません。これにより家族の働き分は、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるに留まり、その社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけています。家族を家長の所有物のように扱った、戦前の「家父長制」の考えを引き継ぐ税制を、これ以上、続けることは許されません。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」(所得税法第 57 条)と言いますが、働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにも関わらず、申告方法の選択によって、納税者を差別しているのが実情です。

青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める制度で、いくつもの義務が課されます。こうした認定がなければ個人事業者は、家族の働き分が認められないという税制には、そもそも道理がありません。

いま、550 を超す自治体が「56 条の廃止を求める意見書」を国にあげています。男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が「所得税法の見直し」を日本政府に勧告し、日本弁護士連合会(日弁連)や税理士団体からも意見書が出されるなど、運動が前進しています。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

【請願事項】

1、所得税法第 56 条を廃止すること

氏 名	住 所

全商連婦人部協議会

〒171-8575 東京都豊島区目白 2-36-13 電話 03-3987-4391 FAX 03-3988-0820

取扱団体

2021 年 1 月